

「離婚・養育費」に関する無料の専門相談

※費用は無料
秘密は厳守いたします

大阪市では20歳未満の子ども（胎児を含む）をお持ちの大阪市在住の父母を対象に、大阪弁護士会所属の弁護士による「離婚・養育費」に関する無料専門相談を各区役所で年2回実施しています。養育費や面会交流、子どもの親権や認知に関すること、慰謝料や財産分与に関すること等法律的な知識を有する問題の相談ができ、1回あたり45分、お一人につき2回までご利用いただけます。大阪市内在住の方であれば、どちらの区でも相談可能です。

開催日でお日にちの調整が難しい場合、ひとり親家庭サポーターによる相談を通じて、弁護士事務所での無料相談ができます。相談日時も調整のうえ随時対応できます。

また、愛光会館でも法律相談の日程を設けていますので、こちらもあわせてご利用ください。

開催日 大阪市HPをご覧ください。
(<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000384456.html>)



開催時間 各区役所：午後2時から午後5時（1人当たり45分以内）
愛光会館：第2土曜日：午後1時から午後4時、
第3水曜日：午後6時から午後8時（1人当たり30分以内）
随時相談：まずは、ひとり親家庭サポーターにご相談ください。弁護士事務所と調整いたします。

受付・お問い合わせ先

各区役所：各区保健福祉センター（下記のお問い合わせ先をご参照ください）
愛光会館（大阪市北区中津1-4-10）：06-6371-7146
随時相談：ひとり親家庭サポーター（下記のお問い合わせ先をご参照ください）

お問い合わせ先

各区保健福祉センター保健福祉（福祉）課 ひとり親家庭サポーター

区名	相談窓口開設日	電話番号	区名	相談窓口開設日	電話番号
北区	火・木曜日	06-6313-9534	東淀川区	水・水・木曜日	06-4809-9850
都島区	火・木曜日	06-6882-9889	東成区	水・金曜日	06-6977-9156
福島区	水・金曜日	06-6464-9860	生野区	火・木曜日	06-6715-9089
此花区	水・金曜日	06-6466-9857	旭区	水・金曜日	06-6957-9173
中央区	水・金曜日	06-6267-9955	城東区	火・水・金曜日	06-6930-9065
西区	水・金曜日	06-6532-9952	鶴見区	火・木・金曜日	06-6915-9107
港区	水・金曜日	06-6576-9857	阿倍野区	火・木曜日	06-6622-9865
大正区	火・木曜日	06-4394-9914	住之江区	火・水・木曜日	06-6682-9857
天王寺区	火・木曜日	06-6774-9857	住吉区	水・木・金曜日	06-6694-9857
浪速区	火・木曜日	06-6647-9894	東住吉区	火・水・金曜日	06-4399-9838
西淀川区	水・木・金曜日	06-6478-9952	平野区	火・水・金曜日	06-4302-9857
淀川区	火・木・金曜日	06-6308-9423	西成区	火・木曜日	06-6659-9824

相談時間 午前9時15分～午後5時30分

※出張や予約相談などで不在の場合がありますので、あらかじめお電話にてご確認ください。

※相談日が祝日の場合は、振替実施は行いません。

※区役所の相談日・相談時間外での相談をご希望の方は、子ども青少年局 子ども家庭課（06-6208-8034）にお問い合わせください。

発行

大阪市子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課

【TEL】 06-6208-8034 【FAX】 06-6202-6963

大阪市では 養育費確保の支援をしています



～養育費確保のトータルサポート事業～

このような
お悩みを
お持ちの方へ



養育費の取り決め
方法がわからない

金額の決め方が
わからない

相手と話し合いが
できない

弁護士事務所や公証役場
に1人で行く自信がない



大阪市では、身近な各区役所にて、ひとり親家庭サポーターによる
専門相談をはじめ各種支援を行っています。

ひとり親家庭サポーターによるサポート内容



- きめ細やかな離婚前相談
- 就業相談、家計相談
- 公証役場・家庭裁判所・弁護士事務所などへの同行支援
- 無料弁護士相談
- 公正証書・調停調書の作成に係る費用を補助
- 養育費の保証会社と契約した場合の契約費用を補助 など

目 ひとり親家庭サポーターとは？

ひとり親家庭の方や離婚を考えている方に対し、就職や自立支援に関する制度などの情報を提供するとともに、きめ細かな相談支援を行う専門の相談員です。

秘密は厳守のうえ、離婚に関する悩み等に寄り添いながら、情報提供や同行支援も行います

家 どこで相談できるの？

各区保健福祉センター保健福祉（福祉）課に相談窓口を設置しています。

相談窓口開設日やひとり親家庭サポーターの連絡先は裏面【お問い合わせ先】をご覧ください。

※相談窓口開設日時に来所できない場合、その他の曜日等で調整することも可能ですのでご相談ください。

養育費の受け取りは子どもの重要な権利です
ひとりで悩まずに相談してください

養育費に関する公正証書等作成促進補助金

ひとり親家庭のこどもが養育費を継続して受け取ることができるよう、その母または父（現にこどもを扶養している方）に養育費の取り決め内容の債務名義化（※1）を促進する目的で補助金の支給を行っています。公正証書の作成、調停や裁判で養育費にかかる取り決めが行われた際に本人負担費用等を補助します。

補助の対象	養育費の取り決めに要する経費のうち、公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料や家庭裁判所の調停申し立て、又は裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代補助金の申請に必要な書類（戸籍・住民票等）の取得費用は補助の対象となりません。
補助額	補助の対象となる経費を全額補助
対象者	大阪市にお住まいのひとり親家庭の母または父で、次の全ての要件を満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ・養育費の取り決めに係る経費を負担したこと（折半可） ・養育費の取り決めに係る債務名義（確定判決や強制執行認諾約款付公正証書、調停調書など）を有していること ・養育費の取り決めの対象となるこどもを現に扶養していること ・過去に養育費の取り決めを交わした同内容の文書で補助金を交付されていないこと
申請期日	公正証書等を作成した日の属する年度の翌年度4月30日（土・日・祝の場合はその直前の開庁日）まで 例) 令和5年4月1日に作成した場合、令和6年4月30日まで申請可能 令和6年3月31日に作成した場合、令和6年4月30日まで申請可能
申請窓口	お住まいの区の保健福祉センターのひとり親家庭サポーター
申請できる人	ご本人
申請書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付申請書・調査同意書 2. 児童扶養手当証書 ※児童扶養手当を受給していない方は、本人及び対象児童の戸籍謄本（または抄本）、世帯全員の住民票が必要です。 3. 補助対象となる経費の領収書等 領収書には、①宛さき②領収年月日③領収金額④取引内容（但し書き）⑤領収者の住所及び氏名、領収印が必要ですが、郵便局及び官公署が発行する領収証書並びにレシートについては②、③のみで可能です。 4. 養育費の取り決めを交わした文書 確定判決や強制執行認諾約款付公正証書、調停調書など、債務名義化した文書に限ります。 5. その他、市長が必要と認めるもの 必要に応じお願いすることがあります

※1 債務名義とは 強制執行によって実現されることが予定される請求権（養育費）の存在、範囲、債権者、債務者を表示した公の文書のことで、具体的には、確定判決や強制執行認諾約款付公正証書、調停調書などを指します。
 （公正証書に強制執行認諾約款がなければ対象となりませんのでご注意ください。）

養育費の保証促進補助金

ひとり親家庭のこどもが養育費を継続して受け取ることができるよう、養育費の不払いが生じた場合には保証会社による立て替え払いがあります。保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用（保証料）（※2）を補助します。

補助の対象	保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する費用 ※補助金の申請に必要な書類（戸籍・住民票・所得証明等）の取得費用は補助の対象となりません。
補助額	※2 本人負担費用（保証料）、月額養育費、及び5万円のうち最も少ない額を補助
対象者	大阪市にお住まいのひとり親家庭の母または父で、次の要件の全てを満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当受給者または児童扶養手当を受給できる所得水準にあること ・養育費の取り決めに係る債務名義（確定判決や強制執行認諾約款付公正証書、調停調書など）を有していること ・養育費の取り決めの対象となるこどもを現に扶養していること ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること ・過去に補助金を交付されていないこと
申請期日	養育費保証契約を締結した日の属する年度の翌年度4月30日（土・日・祝の場合はその直前の開庁日）まで 例) 令和5年4月1日に締結した場合、令和6年4月30日まで申請可能 令和6年3月31日に締結した場合、令和6年4月30日まで申請可能
申請窓口	お住まいの区の保健福祉センターのひとり親家庭サポーター
申請できる人	ご本人
申請書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 養育費の保証促進補助金交付申請書・調査同意書 2. ひとり親世帯であることが確認できる書類 (1) 児童扶養手当を受給されている方は、児童扶養手当証書。申請月が6月から10月末の場合で、当年11月以降の資格が確認できる児童扶養手当証書が無い方は前年分所得の証明が必要です。 (2) 児童扶養手当を受給していない方は、本人及び対象児童の戸籍謄本（または抄本）、世帯全員の住民票及び申請者本人の所得証明が必要です。所得証明書は申請月が1月から5月の場合は前々年所得、6月から12月の場合は前年分所得の証明が必要です。 3. 補助対象となる経費の領収書等 領収書には、①宛さき②領収年月日③領収金額④取引内容（但し書き）⑤領収者の住所及び氏名、領収印が必要です。領収書の代わりにクレジット契約証明書も可能です。 4. 養育費の取り決めを交わした文書 確定判決や強制執行認諾約款付公正証書、調停調書など、債務名義化した文書に限ります。 5. 保証会社と締結した養育費保証契約書 保証期間が1年以上のもの 6. その他、市長が必要と認めるもの 必要に応じお願いすることがあります。

※3年目の契約分までが補助金の対象となります。
 例) 保証期間を1年としている場合、更新を行うと3回申請が可能ですが、まとめて3年分の契約を行った場合、1回限り申請が可能で、補助上限額の5万円も変わりません。